基本目標４　循環型社会の構築

①資源の有効利用とごみの適正処理

市民・事業者のごみ減量化・再資源化の意識の高まりに伴い、ごみ排出量は、概ね減少傾向にあります。また、再資源化率も分別収集の徹底と品目追加などにより年々増加し、ここ数年は高い水準で横ばい状態が続いています。今後も更なるごみ減量化・再資源化を推進するため、生ごみや雑がみの有効利用の促進などの対策を実施していきます。

環境テーマ	指　標	基準値 平成30年度	目指す方向	進捗状況			達成
				令和２年度	令和３年度	令和４年度	
①資源の有効利用とごみの適正処理	買物袋持参率	90.0 ％	↗	91.8 ％	92.2 ％	―	―
	一人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）	422.8 g	↘	460.4 g	451.9 g	439.2 g	☂
	事業系ごみの年間排出量	11,643 t	↘	10,148.64 t	10,433.22 t	10, 530.76 t	☀
	ごみ出しルールを守っている市民の割合	98.1 ％	↗	98.2 ％	96.6 ％	―	―
	再資源化率	36.6 ％	↗	36.7 ％	36.6 ％	36.5%	☂
	回収した不法投棄のごみの量	45 t	↘	35 t	29 t	24 t	☀

生ごみ処理機器購入費補助事業　①資源の有効利用とごみの適正処理

【　施策説明　】

生ごみ処理機器、生ごみ堆肥化容器及び減量化容器の購入費補助を行うことにより、家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を推進する。

●取り組み・実績

購入補助台数　生ごみ処理機器：17 基
　　コンポスト　　：10 基

（コンポスト容器）

パソコン・携帯電話等の資源化　①資源の有効利用とごみの適正処理

【　施策説明　】

資源を有効利用するために市内 3 か所の資源回収ステーションにおいて拠点回収を行う。パソコン・携帯電話については、認定事業者との協力による宅配回収を実施する。また剪定枝については、運搬用として公用車の貸し出しを行うとともに、自宅での剪定枝の有効利用として剪定枝粉砕機の貸し出しを行う等、市民の利便性を図り資源化の促進を図る。

●取り組み・実績

（パソコン・携帯電話）・資源回収ステーション回収 13,349 kg、3,759 台
　　・事業者回収 3,177.3 kg、628 台

（拠点回収）・廃食用油回収量 34,120 ℓ
　　・羽毛ふとん回収 390 枚
　　・剪定枝収集量 1,614.91 t

・公用車貸出 72 回　剪定枝粉砕機貸出 31 回

分別・排出指導の徹底　①資源の有効利用とごみの適正処理

【　施策説明　】

ごみ分別啓発冊子等の配布を行うとともに、希望する区や団体へ出前講座を開催し啓発、周知する。不適正な排出者や、排出状況が不良なごみ集積場には指導を実施する。

●取り組み・実績

ごみの分別パンフレットの広報への掲載やごみ政策課窓口及び各市民センターで随時配布した。

出前講座を 14 回実施した。

7 月・11 月に各行政区のごみ集積場を確認し、分別不良であった排出者に対し指導を行った。

外国語の適正排出啓発看板等を窓口で配布した。

（ごみ分別啓発冊子等）

中古品の活用促進　①資源の有効利用とごみの適正処理

【　施策説明　】

子ども服のリユースを行うことで、5R を推進し、ごみの減量化を図る。併せて、再利用することの良さ、大切さを学ぶ中で、親子や地域との絆を深め、子育て支援につなげる。

●取り組み・実績

児童館にて古着の回収、提供を実施した。

・利用者数 5,047 人　・子ども服 19,851 着

（子ども服リユース）

その他の取り組み

テーマ	事　業	内　容
①資源の有効利用とごみの適正処理	事業系ごみの減量	事業者のごみの減量への意識向上を目指し、減量化等計画書の提出を促す。 ➢　該当事業者あて4月に通知（回収率：約90%）
	資源の店頭回収の実施	市の電気店に協力してもらい、蛍光管の回収を行う。 ➢　R4回収実績　10.480ｔ（集積場、資源回収ステーション含む） ➢　回収協力店　12店
	こまやか収集の継続	高齢や障害等で集積場へのごみの排出が困難な世帯が適正にごみを排出できるよう戸別収集を行う。 ➢　358件実施（令和5年3月31日時点）
	資源回収団体等の支援	雑がみ以外の古紙・古布類を集団回収方式とし、売却益の一部を区へ還元することで、地域美化活動及び分別意識の向上を促す。また地域の資源回収団体へ補助を行い、更なる資源化を図る。 ➢　区へ売却益の還元1,916,425 円（129 区） ➢　実施団体数 70 団体、収集量（古紙・古布、空き缶）624.679 ｔ、奨励金額3,065,470 円
	資源回収方法の随時見直し	時代にあった資源回収方法を検討し、資源が持ち込みできる常設の資源回収ステーションの設置や市内のごみ集積場の収集日の見直しなど、資源回収方法の利便性の向上に努める。 ➢　集積場設置数2,141 件(令和5年3月31日時点)
	資源回収拠点の充実	地元や共同住宅のごみ集積場とは別に資源を持ち込みできる常設の資源回収ステーションを設置し、市民の資源排出の利便性を高め、資源化の促進を図る。 ➢　資源回収ステーションの設置 利用者数　第1資源回収ステーション　75,186 人 第2資源回収ステーション　15,592 人 第3資源回収ステーション　19,867 人
	野焼きや不法投棄の監視・指導	不法投棄や野焼きの防止対策を徹底する。過去に野焼きや不法投棄があった現場については、定期的に巡回し再発防止に努める。 ➢　年間を通じパトロールを実施した。広く周知を図るため6月、12月に不法投棄防止夜間パトロールを実施した。 ➢　不法投棄件数132件 野焼き苦情件数71件

評　価

剪定枝類の対応品目が拡大したことによる排出利便性の高まりになどにより、一人１日あたりの家庭系ごみ排出量は減少した。一方、事業系ごみの年間排出量は増加しており、コロナ禍により停滞していた事業活動が回復した影響だと考える。不法投棄の件数、回収した不法投棄のごみの量は減少しているが、野焼きの苦情件数が前年度と比較して増加しており、引き続き、監視・指導の取り組みが必要である。

今後も、市民に対する環境美化の意識付けや、ごみの分別の積極的な啓発、周知を多言語に対応して行う必要がある。